

介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

【短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護】

これらの要件は、令和4年10月1日現在のものです。今後、厚生労働省からの通知等があった場合は、要件の内容を見直す場合がありますのであらかじめご了承ください。

※1 届出を受理した日が属する月の翌月（届出を受理した日が月の初月である場合は当該月）から算定可能です。

※2 加算を取り下げの場合は速やかに広域福祉課に届け出てください。

1 加算

項目	必要書類
生活相談員配置加算 (短期入所生活介護)(介護予防短期入所生活介護)	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④生活相談員配置加算に係る届出書（別紙27-2）
生活機能向上連携加算 (Ⅰ)(Ⅱ) (短期入所生活介護)(介護予防短期入所生活介護)	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④外部の訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又は医療提供施設との連携関係がわかる書類の写し
機能訓練指導体制 (短期入所生活介護)(介護予防短期入所生活介護)	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④勤務体制・勤務形態一覧表（算定日から4週間分・従業者全員分で作成） ⑤機能訓練指導員全員の資格者証(写)
個別機能訓練体制 (短期入所生活介護)(介護予防短期入所生活介護)	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④勤務体制・勤務形態一覧表（算定日から4週間分・従業者全員分で作成） ⑤機能訓練指導員全員の資格者証(写)
看護体制加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ (短期入所生活介護)	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④看護体制加算に係る届出書（別紙9-2） ⑤勤務体制・勤務形態一覧表（算定日から4週間分・従業者全員分で作成） ⑥看護師・准看護師全員の資格者証(写)
医療連携強化加算 (短期入所生活介護)	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④医療連携強化加算に係る届出書（別紙30） ⑤勤務体制・勤務形態一覧表（算定日から4週間分・従業者全員分で作成）
夜勤職員配置加算 (短期入所生活介護)	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④勤務体制・勤務形態一覧表（算定日から4週間分・従業者全員分で作成） ⑤資格者証（写）
テクノロジーの導入 (夜勤職員配置加算関係)	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④テクノロジーの導入による夜勤職員配置加算に係る届出書（別紙22）
若年性認知症利用者受入加算 (短期入所生活介護)(介護予防短期入所生活介護)	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

療養食加算 <small>(短期入所生活介護) (介護予防短期入所生活介護)</small>	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④勤務体制・勤務形態一覧表 (算定日から4週間分・従業者全員分で作成) ⑤資格者証 (写)
認知症専門ケア加算 <small>(短期入所生活介護) (介護予防短期入所生活介護)</small>	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④認知症介護実践リーダー研修又は認知症介護指導者養成証の写し ⑤認知症専門ケア加算に係る届出書 (別紙26)
サービス提供体制強化加算 <small>(短期入所生活介護) (介護予防短期入所生活介護)</small>	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④勤務体制・勤務形態一覧表 (算定日から4週間分・従業者全員分で作成) ⑤サービス提供体制強化加算に関する届出書 (別紙12-4) ⑥資格者証 (写) ⑦誓約書 (加算用)
介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ) <small>(短期入所生活介護・介護予防短期入所)</small>	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ◆介護職員処遇改善加算届出書一式
介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ)(Ⅱ) <small>(短期入所生活介護・介護予防短期入所)</small>	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ◆介護職員等特定処遇改善加算届出書一式
介護職員等ベースアップ等支援加算 <small>(短期入所生活介護・介護予防短期入所)</small>	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ◆介護職員等ベースアップ等支援加算届出書一式

2. 算定要件

基準	解釈通知
指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 <small>(平成12年厚生省告示第19号)</small> 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準 <small>(平成18年厚生労働省告示第127号)</small>	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 <small>(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)</small> 及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について <small>(平成12年3月8日老企第40号)</small> 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について <small>(平成18年3月17日老計発0317001 老振発0317001 老老発0317001)</small>

■割引率を設定する場合について

◆割引率の設定についての留意事項

- ・居宅サービス及び介護予防サービスのうち割引率の設定可能なサービスは次の通りとなります。

訪問介護、訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護・介護予防短期入居者生活介護、特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

- ・割引率の設定に関する届出は、毎月15日以前になされた場合には翌月から、毎月16日以降になされた場合には翌々月からの適用となります。割引率の設定を廃止する場合も同様です。

◆割引率の設定届出に関する提出書類一覧

項目	必要書類	届出方法	留意点
割引率の設定	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (各サービスに対応したもの) ③指定居宅サービス事業所等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について (別紙5) ④運営規程	郵送	

(参考資料)

1 割引率の設定方法について

- (1) 事業所ごと、介護サービスの種類ごとに「厚生労働大臣が定める基準」における単位に対する百分率による割引率(〇〇%)を設定する場合。

【割引率を設定した場合の保険請求及び利用者負担額(例)】

「厚生労働大臣が定める基準」で100単位の介護サービスを提供する際に、5%の割引を行う場合(その他地域「1単位=10円」の場合)

事業所毎、介護サービス種類毎に定める割引率(5%)を100単位から割り引いた95単位を基に、保険請求額及び利用者負担額が決定される。

保険請求額 : $(100 \text{ 単位} \times 0.95) \times 10 \text{ 円} / \text{単位} \times 0.9 = 855 \text{ 円}$

利用者負担額 : $(100 \text{ 単位} \times 0.95) \times 10 \text{ 円} / \text{単位} - 855 = 95 \text{ 円}$

- (2) 「同じような時間帯に利用者希望が集中するため効率よく訪問できない」などの指摘を踏まえ、ひとつのサービス種類に複数の割引率を弾力的に設定する場合。

【具体的な設定方法と要件】

1 設定方法

- イ サービス提供の時間帯による複数の割引率の設定(午後2時から午後4時までなど)
- ロ 曜日による複数の割引率の設定(日曜日など)
- ハ 暦日による複数の割引率の設定(1月1日など)

2 割引の実施にあたって満たす必要がある要件

- ① 当該割引が合理的であること。
- ② 特定の者に対し不当な差別的取扱いをしたり、利用者のニーズに応じた選択を不当に歪めたりするものでないこと。
- ③ ケアマネジャーによる給付管理を過度に複雑にしないこと。

2 運営規程の記載例

運営規程の利用料を「介護報酬の告示上の額」と定めている事業所は、運営規程の変更届も必要となります。

【訪問介護事業で、百分率による割引率を実施する場合の運営規程作成(例)】

【割引率5%の場合】

(利用料等)

第〇条 指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」から5%を割引いた額によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」から5%を割り引いた額とする。

【ひとつのサービス種類に複数の割引率を弾力的に設定する場合の運営規程作成(例)】

(利用料等)

第〇条 指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」から別添(※)のとおり割引いた額によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」から別表のとおり割り引いた額とする。

※運営規程の別添として割引率の適用条件を定めた一覧表を別に作成し添付してください。

3 別紙5の記載例

<別紙> 指定居宅サービス事業所等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について

1 事業所（施設）名

事業所・施設名	
---------	--

2 割引率等

サービス種類	割引率	適用条件
〇〇〇〇 【サービス名を記入】	10%	(例) 毎日 午後2時から午後4時まで
	5%	(例) 日曜日、祝日
	%	